

議員提出議案第24号

さいたま市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年10月23日提出

提出者	さいたま市議会議員	萩原章弘
	同	神崎功
	同	高橋勝頼
	同	細沼武彦
	同	山崎章
賛成者	さいたま市議会議員	新藤信夫
	同	高柳俊哉
	同	小森谷優
	同	土井裕之
	同	加川義光

さいたま市議会委員会条例の一部を改正する条例

さいたま市議会委員会条例（平成13年さいたま市条例第286号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(特別委員会の設置等) 第6条 [略] 2 [略] 3 <u>特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u>	(特別委員会の設置) 第6条 [略] 2 [略]
(委員の選任) 第8条 [略]	(委員の選任) 第8条 [略]

<p>2 議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 [略]</p> <p>5 議長は、第1項の規定により委員を指名したとき及び第3項の規定により委員会の所属を変更したときは、その旨を議会に報告しなければならない。</p> <p>(公聴会開催の手續)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を<u>聴こう</u>とする案件その他必要な事項を公示する。</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第25条 公聴会において意見を<u>聴こう</u>とする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に<u>偏らない</u>ように公述人を選ばなければならない。</p> <p>(公述人の発言)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を<u>聴こう</u>とする案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(参考人)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を<u>聴こう</u>とする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 参考人については、<u>前3条</u>の規定を準用する。</p>	<p>2 [略]</p> <p>3 [略]</p> <p>4 議長は、第1項の規定により委員を指名したとき及び第2項の規定により委員会の所属を変更したときは、その旨を議会に報告しなければならない。</p> <p>(公聴会開催の手續)</p> <p>第23条 [略]</p> <p>2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を<u>聞こう</u>とする案件その他必要な事項を公示する。</p> <p>(公述人の決定)</p> <p>第25条 公聴会において意見を<u>聞こう</u>とする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。</p> <p>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に<u>かたよらない</u>ように公述人を選ばなければならない。</p> <p>(公述人の発言)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 公述人の発言は、その意見を<u>聞こう</u>とする案件の範囲を超えてはならない。</p> <p>3 [略]</p> <p>(参考人)</p> <p>第29条 [略]</p> <p>2 前項の場合において、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を<u>聞こう</u>とする案件その他必要な事項を通知しなければならない。</p> <p>3 参考人については、<u>第26条、第27条及び第28条</u>の規定を準用する。</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書に規定する日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に地方自治法の一部を改正する法律による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「改正前の法律」という。）の規定により選任された常任委員、議会運営委員又は特別委員である者は、この条例の施行の日、この条例による改正後のさいたま市議会委員会条例（以下「改正後の条例」という。）の規定によりそれぞれ常任委員、議会運営委員又は特別委員として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、この条例による改正前のさいたま市議会委員会条例（以下「改正前の条例」という。）の規定により選任された日（特別委員として選任されたものとみなされる者の任期にあっては、改正前の法律の規定により選任された日）からそれぞれ起算するものとする。
- 3 この条例の施行の際現に改正前の条例の規定により互選された常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の委員長又は副委員長である者は、この条例の施行の日、改正後の条例の規定によりそれぞれ常任委員会、議会運営委員会又は特別委員会の委員長又は副委員長として互選されたものとみなす。